

令和元年度過重労働解消キャンペーンの詳細

1 実施期間

令和元年11月1日(金)から11月30日(土)までの1か月間

2 具体的な取組

(1) 重点監督を実施します

労働局等への各種届出や労働局等が把握する情報から、長時間労働や賃金不払残業が疑われる企業等に対して、重点的な監督指導を実施します。

重大・悪質な法違反が認められた場合には、送検し、公表します。

(2) ベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

長崎労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っているベストプラクティス企業を訪問し、取組事例についてホームページなどを通じて地域に紹介します。

(3) 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。また、自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に「しわ寄せ」が生じることのないよう傘下団体・企業等への周知啓発を、併せて要請します。

(4) 「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します。

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

[フリーダイヤル] ^{フリーダイヤル} 0 1 2 0 - 7 9 4 - 7 1 3 ^{なくしましょう} ^{長い残業}

[実施日時] 令和元年10月27日(日) 9:00~17:00

「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、労働問題に関する相談を受け付けています。

ア 長崎労働局または長崎県内の労働基準監督署（開庁時間 平日8:30~17:15）

- ・ 長崎労働局（総合労働相談コーナー）095-801-0023
- ・ 長崎労働基準監督署（総合労働相談コーナー）095-846-6390
- ・ 長崎労働基準監督署 五島駐在事務所 0959-72-2951
- ・ 佐世保労働基準監督署（総合労働相談コーナー）0956-24-4161
- ・ 江迎労働基準監督署（総合労働相談コーナー）0956-65-2141
- ・ 島原労働基準監督署（総合労働相談コーナー）0957-62-5145
- ・ 諫早労働基準監督署（総合労働相談コーナー）0957-26-3310
- ・ 対馬労働基準監督署 0920-52-0234
- ・ 対馬労働基準監督署 杵岐駐在事務所（総合労働相談コーナー）0920-47-0501

イ 労働条件相談ほっとライン（委託事業）

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

[フリーダイヤル] ^{フリーダイヤル} 0 1 2 0 - 8 1 1 - 6 1 0 ^{はい！} ^{労働}

[相談受付時間] 月~金 17:00~22:00、土日・祝日 9:00~21:00

(5) 過重労働解消のためのセミナーを開催します。

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、下記日程のとおり、「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を開催します。(無料でどなたでも参加できます。)

日時：10月25日(金)14時00分～16時30分

場所：長崎県建設工業協同組合 8階大会議室(〒850-0874 長崎市魚の町3-33)

[専用ホームページ]<http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

(6) 過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

日時：11月15日(金)18時30分～20時30分

場所：長崎県建設総合会館 8階大会議室(〒850-0874 長崎市魚の町3-33)

[専用ホームページ]<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>